

# 攻める労務管理 守る労務管理

石田幹夫

7



## 採用内定取り消しをめぐる対応

4月1日付で採用を内定していた新規学卒者5名に対し、すでに採用内

定通知書を送付していたが、その後予期しない不測の事態が生じ、事業が急速に悪化し回復の見込みが立たない状態に陥り、3月上旬採用内定者5名全員に対し採用内定を取り消す通知書を発送した。

採用内定者5名から「就職直前になって採用内定を一方的に取り消すことには納得できない。どうしても取り消すということであれば何らかの補償をすべきだ」との声があった。

採用内定の取り消しをめぐる局面に遭遇した時、

「採用決定者」に分かれる。そしてこの両者のいづれかによって、法律上の地位に大きな違いが生ずる。

「採用予定者」とは、そして採用の取り消し―

「採用」とは、そして「内定」とは―

「採用」とは、労働者を雇い入れることで、法律的には「雇用」を意味し、労働契約をする法律行為で採用が決定したことは労働契約が成立したことを意味する。

「内定」とは、一般的には学校卒業予定者等から求人応募者を選考し採用を決定したことを指し、まだ就労日の到来していない者を総称して採用内定者という。

さらにこの採用内定者は、法律的には「採用予

定者」。「採用決定者」に分かれる。そしてこの両者のいづれかによって、法律上の地位に大きな違いが生ずる。

合に「採用予定」か「採用決定」かの判断を迫られても、そこには微妙さが残るだけで判断のしようがない難しい一面がある。

「採用決定者」とは、そして採用の取り消し―

学卒者にとって最初に職に就くということ、これから社会に出る長い人生の第一歩であり、人生にとつての最大の出来事でもある。

「採用予定者」とは、そして採用の取り消し―

それだけに採用内定を取り消さざるを得ない事態に迫られた時には、内定者一人一人に対し―極度な経営不振に陥った事由、そして回復の見込みの立たない現状―などを丁寧に説明し、解雇予告手当相当程度の支払いも検討すべきであろう。

「採用決定者」とは、そして採用の取り消し―

そこに攻める労務管理・守る労務管理の難しさがある。

「採用決定者」とは、そして採用の取り消し―

（本誌平成24年2月号「こちら企業の労働110番です」に「採用内定の法的性質について」を掲載していますので、ご参照ください）

「採用決定者」とは、そして採用の取り消し―

例えば誓約書、身元保証

「採用決定者」とは、そして採用の取り消し―

例えば―入社希望者から履歴書、身元保証書の提出はあったが、入社日時、入社場所などはまだ明示していなかった―場